

専門家派遣事業実施要領

令和5年8月1日制定
宮城県担い手育成総合支援協議会

第1 目的

意欲ある認定農業者及び集落営農組織等、地域農業の担い手（以下「経営体」という。）の確保・育成と円滑な経営継承を推進するため、関係機関との連携を図りながら、経営力向上のための経営改善、法人化及び持続的発展等に取り組む経営体に専門資格者等（以下「専門家」という。）を派遣するものである。

なお、派遣する専門家は、宮城県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）に登録している専門家とする。

第2 派遣業務の内容

派遣業務は、専門家の分野の概要、申請・届出等事務手続きや手順などの説明、派遣先の相談者の相談内容・疑問点等の解決に向けたアドバイス、情報・資料提供などとし、各種申請書・届出書等の作成、手続・代行等専門家の実務は含まないものとする。

（1）農業経営の法人化に関する支援

「法人化」を志向する経営体を対象に、法人設立に向けた事業目論見書（設立計画書）・定款の作成、登記事務、税務、労務、経営管理に係る専門家（司法書士、税理士、社会保険労務士等）を派遣し指導・助言を行う。

（2）経営改善相談・指導

自然災害等からの復旧・復興をはじめ、経営体が抱える経営管理・運営に関する課題の解決に向け、専門家（中小企業診断士等）を派遣し、相談・指導を行う。

第3 派遣対象経営体

派遣対象は、次に掲げる経営体とする。

- （1）認定農業者や集落営農組織等の法人化を志向する経営体
- （2）認定農業者や集落営農組織、既存の法人等で、経営改善・経営再建を目指す経営体
- （3）農業経営・就農支援体制整備推進事業の、農業経営・就農サポート推進事業で設定された重点支援対象者（以下、「重点支援対象者」という。）

第4 派遣申請手続

専門家の派遣を要望する経営体等は、「専門家派遣申請書」（様式1）、財務諸表等、経営相談カルテ（様式6）に、別表の長の意見を付し、宮城県担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）長へ申請するものとする。

なお、センターの重点支援対象者については、上記の手続きによらず派遣できるものとする。

注1) 「財務諸表等」は、直近3カ年の青色申告決算書の写しなど経営状況を把握できるもの。

集落営農組織の場合は「規約」、法人の場合は「定款」の写しを添付。

第5 専門家の派遣決定

協議会は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請をした経営体に対して関係機関と連携し、現地調査又は電話等によるヒアリングを実施することで、当該経営体の概況及び課題、支援を受けようとする内容等事前調査を実施する。

派遣の有無及び派遣する専門家等については、センター運営・経営戦略会議等（以下、「運営会議等」という。）においても協議・報告する。

派遣を決定した経営体については、「専門家派遣決定通知書」（様式2）により通知する。なお、意見を付した別表の長についても通知する。

また、派遣を決定した専門家には、「専門家派遣業務決定通知」（様式3）により依頼する。

第6 派遣後の報告

(1) 経営体からの報告

専門家の派遣を受けた経営体は、支援・相談業務等の終了後、「専門家派遣による法人設立支援の実施報告書」（様式4-1）又は「専門家派遣による経営改善相談・指導の実施報告書」（様式4-2）を協議会に提出する。

(2) 専門家からの報告

専門家は、派遣毎に、派遣日から起算して10日以内に「専門家派遣業務実施状況報告書」（様式5）を作成し、協議会に提出する。

専門家派遣業務に協議会が同行し、復命書等を作成している場合は、(1)及び(2)の報告書に換えるものとする。なお、農業改良普及センター等が同行し、復命書等を協議会に提出した場合も同様の取扱とする。

専門家派遣により法人設立した経営体は、登記事項証明書（写し）、定款（写し）、設立総会資料を協議会に提出する。

第7 派遣専門家の義務

派遣専門家は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。専門家登録期間が経過した後も同様とする。

第8 関係機関・団体の連携

この業務を効率的かつ成果あるものにするため、別表の関係機関・団体等は、派遣実施の事前・事後を通じ、経営体に対する現場段階での支援等に関して必要な連携・連絡に努めるものとする。

第9 経費の負担

専門家の派遣に伴う謝金及び費用弁償は、重点支援対象者への派遣を除き、原則として各専門家派遣1回に限り、協議会が全額を負担する。2回目以降は、派遣先経営体の負担とする。なお、運営会議等の協議により、継続支援が必要と判断した場合を除く。

第10 免責

協議会は、専門家派遣事業の実施に関して派遣専門家又は派遣先経営体に損害が生じた場合においても、その責は負わないものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、専門家派遣の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

なお、「農業経営の法人化及び経営改善・能力向上（県単交付金事業）に係る専門家派遣実施要領」（令和4年4月1日最終改正）は廃止する。

別表（第4関係）

関係機関・団体
宮城県各農業改良普及センター
県内市町村農政主務課
県内市町村農業委員会
県内農業協同組合
営農担当部
各営農センター
県内市町村地域担い手育成支援協議会（その機能を有する組織）